

1 別紙標準様式（第7条関係） 会議録（要録）

会議の名称	第8回児童の放課後対策審議会	
開催日時	平成30年12月4日（火）	15時30分から 17時20分まで
開催場所	枚方市市民会館 第6集会室	
出席者	委員：荒木委員、植田委員、大西委員、栂山委員、後閑委員、中口委員、藤原委員、横山委員 事務局：浄内社会教育部長、新内社会教育部次長兼課長、前村放課後子ども課長、木村社会教育課課長代理、北田放課後子ども課課長代理、奥野社会教育課係員	
欠席者	委員：遠藤委員、代田委員、薦田委員	
案件名	1. 放課後子ども教室モデル事業について 2. 児童の放課後を豊かにする基本計画について	
提出された資料等の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・資料1－① 放課後子ども教室の登録状況（平成30年11月30日現在） ・資料1－② 放課後子ども教室の実施状況（平成30年11月分） ・資料2 放課後子ども教室モデル事業において、検証を行うべき内容について（案） ・資料3 児童の放課後を豊かにする基本計画（骨子案） ・資料4 放課後子ども教室モデル事業自己評価表 ・参考資料1 放課後子ども教室モデル事業（実施校及び留守家庭児童会室）アンケート回答 ・参考資料2 今後のスケジュールについて（案） 	
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室モデル事業について、委員の承認を得た。 ・児童の放課後を豊かにする基本計画について、委員の承認を得た。 	
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開	
会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表	
傍聴者の数	0人	
所管部署（事務局）	社会教育部 社会教育課・放課後子ども課	

審 議 内 容

大西会長 定刻になりましたので、ただいまから第8回児童の放課後対策審議会を開催いたします。

委員の皆様には、公私ご多用のところをご出席いただきましてほんとうにありがとうございます。

では、早速ですが、事務局よりきょうの出席状況の報告をお願いいたします。

事務局 それでは、報告をさせていただきます。本日の出席状況といたしましては、委員11人のうち、出席委員が8人となっておりますので、枚方市附属機関条例第5条第2項により、会議が成立していることを報告させていただきます。

大西会長 ありがとうございます。報告のとおり、定足数に達しているということですので、会議のほうを始めたいと思います。

会議の前に、傍聴者への資料配布についての説明を事務局から行うということですが、傍聴のほうは。

事務局 現在は傍聴者はおられませんでしたが、傍聴者への資料の配付について説明をさせていただきます。枚方市審議会等の会議の公開等に関する規定第3条に基づき、本会議は公開となっております。なお、平成30年4月に枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程の改正が行われ、審議会の配付資料は傍聴者の閲覧に供するか、または配付するよう努めることになりました。今回の会議は非公開情報が含まれていないと考えられますが、資料の取り扱いに關しまして、傍聴者が来られましたら配付するというところでよろしいでしょうか。会長からご確認をとっていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

大西会長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、第8回児童の放課後対策審議会の資料の取り扱いについて、傍聴者に配付するというところでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

大西会長 では、配付ということで決定いたします。

事務局、傍聴者がありましたらそのようにお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

大西会長 では、次に、資料の確認を事務局からお願いいたします。

事務局 では、資料の確認をさせていただきます。本日の資料でございますが、次第のほかに資料1-①、その裏面になりますが、資料1-②、それから次、資料2が「放課後子ども教室モデル事業において、検証を行うべき内容について(案)」、それから資料3が「児童の放課後を豊かにする基本計画(骨子案)」、資料4が放課後子ども教室モデル事業自己評価表、それから、参考資料と

しまして、今後のスケジュールという資料となっております。ご確認いただきまして、過不足がございましたらおっしゃってください。

大西会長

よろしゅうございますか。

それでは、審議会を始めたいと思います。

本日の審議会では、10月から実施している放課後子ども教室モデル事業の実施状況の報告と、今回から名称を「児童の放課後を豊かにする基本計画」といたしました基本計画の骨子案についての議事ということで、それについての審議をいたしたいと思いません。

では、次第に従いまして報告ということで、放課後子ども教室モデル事業について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局

説明させていただきます。

放課後子ども教室モデル事業についてですが、資料1-①をご覧ください。各実施校別の利用登録者数と利用登録の状況でございます。11月30日現在、蹉跎小学校で204人、41.9%、山田小学校が110人、55%、津田小学校が149人、24.2%、樟葉北小学校が82人で29.9%となっています。山田小学校は週1回開催していました校庭開放を休止いたしまして放課後子ども教室を実施しているということと、校区に広い公園や広場が少ないことから、保護者から校庭の開放を望む声があったと学校から聞いております。それも山田小学校の参加率が高い要因になったのではないかと考えられます。

裏面に移りまして、資料1-②の実施状況でございます。10月の実施状況でございます。ただ、山田、津田、この3校は14日間放課後子ども教室がありました。樟葉北小学校は15日間の実施となりました。

4ページにございますまとめとあわせて、表をご覧くださいればと思います。例えば、蹉跎小学校では14日間の参加児童数を14日間の登録児童数で割ったものを参加率というふうにして算出しております。蹉跎小学校が15.3%、山田小学校が28.2%、津田小学校が21.8%、樟葉北小学校が12.2%となっております。登録率、参加率とも山田小学校が最も高い結果になっています。学年別では授業が6時間目までであるということもありまして、高学年の参加は低学年と比べて低い様子が見受けられますが、蹉跎小学校の5年生は高学年でも高く、山田小学校の2年生は低学年でも低いというような場合もございます。1日の平均の参加人数は、低いところで9.5人、高いところで29.1人となっております。最多の人数の参加があったのは、蹉跎小学校、津田小学校で、1日

40 人の日がございました。

留守家庭児童会室に入室している児童で、放課後子ども教室にも登録している児童の率は、資料 1－①の 1 ページ目、上の段の表中の下の D / C というところになります。蹉跎小学校で 46.6%、山田小学校で 58.5%、津田小学校で 21.6%、樟葉北小学校で 36.9% という数字になっております。

放課後子ども教室参加児童に含まれる留守家庭児童会室の参加率というのは、これはまたちょっと戻るのですけれども、留守家庭児童会室の参加率ということで、蹉跎小学校で 20.5%、山田小学校で 46.2%、津田小学校で 25.1%、樟葉北小学校で 31.5% という参加状況でございました。

放課後自習教室についてでございますが、放課後子ども教室の参加児童のうち、放課後自習教室にも参加している児童がいますが、学校によって対象の学年や開催方法が異なるため、学校間で人数の比較というものはできませんので、これから月ごとに参加状況を見ていきたいと考えております。

施設の利用の状況としまして、校庭や体育館の開放日が多い学校は参加児童も多くなっているという傾向が見られるようです。

次、5 ページの上に移ります。第 2 クール以降の注目すべきポイントといたしまして、参加者数と参加率の推移、それから第 1 クールと第 2 クールの事業の内容の違いとして、体験活動等の教室のあり、なしによる違いを見ていきたいと考えます。

参加の場所の違い、校庭開放があるかどうかということなど、それから留守家庭児童会室の児童の参加、または放課後自習教室の児童の参加、学年の違いによる参加の状況などの推移を見ていきたいと考えています。

その下に、参考としまして放課後自習教室と放課後子ども教室、留守家庭児童会室事業の時間の重なりというものを表にいたしましたので、参考に見ていただければと思います。ただ、放課後自習教室は学年によって実施時間に違いがありますので、基本的な時間帯ということで、図を作成しております。

次に、資料 2 をご覧ください。本事業におきまして、検証を行うべき内容として項目を挙げ、それらの対応や結果と教育委員会の自己評価をまとめたものでございます。10 月だけで完結しない内容もございますので、今後結果を追記してまいります。

項目 1、事業の実施に向けた整理すべき課題への対応と結果。目標としましては、整理すべき課題への対応を設定しまして、解決に向けた方策が適切に行われることとしております。留守家庭児童会室との調整ですが、留守家庭児童会室と名簿や情報を共有して児童の所在や事業の参加を把握するためのツールとして活用

しております。安全・安心の確保につながっているのではないかと考えます。

次、裏面2ページに行って、放課後自習教室との調整につきましては、放課後子ども教室の実施日程を共有いたしまして、参加児童の学習活動と放課後子ども教室の参加のバランスを児童がみずからとれるようにしていくということが、周りの大人の役割ではないかと考えておりますので、そのように調整ができればと考えております。

3ページにまいります。委託した事業の業務遂行が仕様に基づき行われていること。指定専用室を確保しまして、学校との調整を行い、活動場所を特定して次の月のおたよりを作成しています。事業の実施には学校との調整というものが必須の手続ではございますが、学校からは確認作業が負担になっているという意見を伺っております。

次に、人員配置についてですが、人員は仕様のとおり配置をされていますが、年齢や経験の差があり、児童への対応について不十分な場合があるということが課題になっております。必要な申し入れを社会教育課から事業者に行っているところでございます。

次に、最下段の業務内容の遂行についてですが、第1クールの終了に当たり自己評価の実施をお願いいたしまして、今回資料4という形でつけております。

では、資料の4をご覧ください。委託している事業者から提出があった評価表でございます。こちらの事業者という枠のところに評価区分が記入されておりまして、その右側には教育委員会の評価区分を記載しております。書類の不備を除く項目はおおむね実施できていると事業者から回答があったところなんですけども、やはりスタッフの児童との接し方や、学校で実施している教育の事業であるという認識の違い、あるいは危機管理意識が配置されたスタッフによって違っているということがありまして、適切な対応ができていない場合があったため、教育委員会の評価は学校からの意見や視察の様子から伺って評価をいたしました。これが蹉跎と、それから津田、それから山田、樟葉北のそれぞれの状況の評価で示しております。また、第2クールで同じような評価を行って、改善を見ていきたいと考えております。

資料2の4ページの上からまいります。児童の安全確保について、名前が入ったボードをその日の活動場所に張りつけた名札のボードやリストバンドの活用というものは評価できる内容です。ただし、児童のけがが発生しており、予防の観点からスタッフが見守りを行っていただきたいということを踏まえて、今、指導を

行っています。

最下段に挙げていますが、10月に発生した児童のけがで傷害保険の対象となったケースは、勉強している子どもが蜂に刺されて医療機関で受診したというケースが1件ございました。その他、子ども同士でぶつかった、ボールが当たったなどの軽微なけがが、10月に4件報告がございました。4件が特定の子ども教室に集中していきまして、11月にも軽微なけがが発生しているということがあります。見守り体制や児童の指導などについて教室の責任者に確認をいたしまして、原因を調べて予防の対応に努めたいと考えております。

次、5ページに移っていただきます。(4) その他といたしまして、運営スタッフの顔写真の提示や体験活動のアンケートなどの参加を促す取り組みを行ってまいりました。しかし、保護者は依然学校の事業であると認識している場合が多く、学校に問い合わせを行うため、学校の負担になっています。

それから、一番下のところに配慮を要する児童のところがございますが、配慮を要する児童の参加に伴うスタッフの追加配置というものはございませんでしたが、一例として子どもの病気の特徴をスタッフに知ってほしいという保護者の要望がありまして、教室の責任者につないで今、参加しているという例がございます。今後も参加する児童が広がっていくという対応をしてまいりたいと考えております。

次、6ページにまいります。項目の2、事業の実績と既存の放課後等の事業の状況把握について〔目標〕(1) 放課後子ども教室が与える他の事業への影響を把握する。留守家庭児童会室と放課後自習教室の児童の参加状況は、先ほど資料1-②でお示しをさせていただきました。

次の、下のところですけど、(2) 事業の枠組みや実施手法について、地震の影響で期間を変更したことによって夏休みの状況を把握することができませんでした。代替として冬休みに検証を行う予定ですが、期間が短いということや保護者ニーズが夏休みと違うということもありまして、前回の審議会でもご意見をいただいておりますように、十分な検証ができる方法を検討したいと考えております。

次、7ページに行きます。項目の3、利用者の満足度や学校教育活動への影響について(1) 参加児童と保護者には、今、第1クールが終わるということでアンケートをお願いしております。12月の中旬に集計がまとまる予定です。(2) 「学校教育活動への影響」では、学校にアンケートを実施しております。アンケートで書かれた内容につきましては、先生方に負担がかかっている

こと、学校の事業でないということが保護者になかなか浸透しないために、問い合わせが学校に入っているということが書かれておりました。また、保健室の使用につきまして、学校の事業ではないということをスタッフに知らせてはいるのですが、保健室に物品の提供、けがをした場合の冷却材やばんそうこうの提供を求めるといことがございまして、学校から事業の取り決めの確認を改めて求められているという状況でございます。運営スタッフには再度周知を行っております。

まずは、学校が安心して児童を任せられる、信頼できるスタッフがいるということが一番重要ではないかと考えます。

次に、裏面の8ページをごらんください。留守家庭児童会室への影響ですが、留守家庭児童会室からもアンケートをいただいております。連絡がない児童への参加の確認や校庭での見守り、けがへの対応について、業務が増えたと回答がございました。事業の垣根を超えて子どもたちが交流できるようになればと考えております。

簡単ではございますが、放課後子ども教室モデル事業の実施状況の説明とさせていただきます。

大西会長

ありがとうございます。

ただいま事務局から、放課後子ども教室モデル事業についての報告がありましたが、委員の皆様から、何かご意見やご質問等ございますでしょうか。

後閑委員

質問なんですけれども、資料1-①の2ページと3ページの、登録状況の裏のところの実施状況なんですけど、ここに校庭開放とか体育館開放、図書室開放とあるんですけど、これは例えば、樟葉北小学校ですと15日間放課後子ども教室を開催して、実際に校庭開放は1日だけあったということなんですか。この期間中に行われた体育館と図書室の開放はなかったということでしょうか。

事務局

15日間の中で、活動内容がほとんど、例えば指定専用室かあるいは図工室か、特別教室かという活動で、校庭を使って広くドッジボールをしたりというのは1日しかありませんでした。

後閑委員

ということは、この1日というのは、私たちが見学させていただいた1日ですか。

事務局

多分そうだと思います。

後閑委員

わかりました。ほとんどの子が部屋の中で過ごしていたということになるわけですね。ありがとうございます。

大西会長

ありがとうございます。要は、この下のそれぞれの3種の開放というのは、放課後子ども教室モデル事業が使ったということですね。

事務局	<p>そういうことです。人数に関しては、例えばきょう体育館に行くよとか、校庭に行くよという数をスタッフの方が書きとめて出しているの厳密な数字ではないんですけども、これぐらいの活動の状況であったということです。</p>
大西会長 横山委員	<p>ほかに、いかがでしょうか。</p> <p>質問なんですけど、先ほど放課後子ども教室の管轄が学校ではないということで、保護者から問い合わせがあるということに対しての対応はどのような形で、各学校の方がされているのか。学校に問い合わせが行きますよね。それに対して、誰がどういうふうなルートで対応しているのでしょうか。</p>
事務局	<p>保護者に、明日ありますかとか、今日ありますかとか書かれた予定表を渡しています。自分の子どもをちょっと早く帰してほしいというようなのを、本来であればスタッフの携帯電話をお示ししているのでそれで連絡をとってほしいんですけども、やっぱり学校で行われているので学校に連絡を入れておられるというのが現状です。あと、午前中はさっと連絡がつかない時間帯なので、その時間に電話された保護者は学校にかけて問い合わせをされると思います。学校にすれば、放課後子ども教室のことはやはりスタッフでやってほしいと思っている一方で、保護者はその時間帯の電話であるとか、今すぐ何とか伝えたいというようなことがあって、その対応を学校に電話をとってもらって説明をいただいているという状況です。</p>
横山委員	<p>結構、学校に負担がかかっているということですよ。わかりました。</p>
大西会長 後閑委員	<p>ほか、どうでしょうか。</p> <p>子どものけがのときに、保健室を利用している場合があるということなんですけれども、本来はどのようなルートで対応するかということは、もう決められていることなんでしょうか。</p>
事務局	<p>それぞれの教室に簡易な救急箱を置いていますので、ちょっとしたすり傷程度のもの、あるいはボールが当たったり、こけて膝を打ったとか、そういった場合に冷やすものというのは教室に置いていますので、それで対応できる範囲に関しては子ども教室で対応します。それを超える、学校にちゃんと報告して対応しないといけないような場合は、学校と保健室に協力をお願いすることもあります。やはり学校の事業でないということが大前提なので、保健室の保健の先生を頼ったり、物品の提供を求めるということはしないでくださいと学校と取り決めをしてはいますが、目の前で子どもがこけて、痛そうにしている場合は、保健室に駆け込んでしまうというところがあるようなので、状況をしっかりと判断して、区別して対応してくださいとお願いをしています。</p>

しかし、スタッフも途中でかわったりする場合があります、たまたまきょう初めて来たというスタッフもいたりしますので、そういうときにけがが起こると保健室に行ってしまうということがあるようです。

後閑委員

今回は4校だけですけれども、もっとたくさんになったときには、誰かきちんと判断してくれる人がいないと困るといふときもあるんじゃないかなと思うんですけれども、とにかく、親に連絡をとるといふところだけ、できれば一番……。

事務局

けがをした場合に、例えばばんそうこうを貼って家に帰ると、何でそんなところにばんそうこうを貼っているの、という話になるので、それはちゃんと保護者には連絡をして、こういう手当てをしましたといふことを伝えるように指導しており、これは実行されているようです。

大西会長

ほか、いかがでしょう。

けがの話ですけど、けがをすることが集中していたといふのは。

事務局

ある教室なんですけども、なぜか事故がたくさん起こってしまして、例えばブランコから落ちたとか、滑り台から落ちたとか、あるいはボールが当たって突き指をしたといふ状況を聞いております。サッカーボールを蹴って、受け損なって突き指をしたといふことになると、至近距離からボールを蹴ったといふことも考えられます。滑り台から落ちるといふことから、上にたくさん子どもが乗っていたからではないかといふことも心配されますので、こうなったらこういうようなことが起こって危ないぞといふように、スタッフにはそういう視線で見守っていただかないと、いくら事故が起こった後のマニュアルをそろえても、後の祭りになってしまいますので、といふお願いをしています。

大西会長

そのあたりは、言うたらヒヤリ・ハットといふことになってくると思うんですけども、児童を預かって教室を展開するといふことは、やっぱり危機管理について認識を持っているのが必須やと思うんです。だから、それができていないといふことは、事業者としてはちょっと問題かなといふことは思います。ただ、そういう危険な状況でない通常のところで過失的に落ちてしまったとか、そういうのもあるとは思うんです。そういうときにはちゃんと対応できるといふことは必要になってくるけど、高所に上がったときには、やっぱりそれを目視して状態を把握するといふことは基本的なことですから、そこはきちっとやってもらわないけないのかなと思います。だから、1カ所でけがが集中しているといふのは、多分ちょっと認識が甘かったのかな、ほかのところはそれなりにされていたのかな、といふことを思ったりもします。

事務局	今の件で、よろしいでしょうか。留守家庭児童会室のほうでは長年の業務の実績の中で、一定の遊びのルールみたいなものができています。例えばジャングルジムで鬼ごっこをしないとか、学校のほうでも同じようにそういったルールの蓄積もあると思いますが、その辺の情報提供をする中で事業者とのすり合わせはさせてもらっています。
大西会長	今回、どこかに書いてありましたね。放課後自習教室、留守家庭児童会室や、それから放課後子ども教室モデル事業の3つが同時に行われていると。そこでそれぞれの子どもたちが遊ぶわけで、ルールが違うと、子どもたちは困りますわ。だから、そこをそろえておいていただくのは必須だということですね。
事務局	調査をさせていただきます。
椋山委員	2つあります。1つはこの事業評価表なんですけれども、事業者のコメントが、学校が全部違うのにほとんど同じコメントが載っているのは、本部でまとめて入れておられるからなのかなとか、そういうふうで作成しなさいというようになっているからなのかなと感じます。ほんとうにその学校の放課後子ども教室での検証がなされているのかなというのが、微妙に違うところはあるんですけども、何かよく似たコメントが入っているのがちょっと気になります。それが1点。 あと、学校のあれなのかもしれないんですけども、資料の1-①の4ページのところに、参加状況についての考察に関して、2行目から3行目にかけて、「蹉跎小学校では3年生の参加が少ないが、これは10月及び11月に実施された陸上競技大会や駅伝大会の練習に参加していた児童が3年生に多かったため」というふうに考察されていますが、蹉跎小は陸上競技大会、実際に参加するのは5年生と6年生だと思うんですが、これは3年生から練習をさせておられるからということなのでしょう。10月、11月の陸上と駅伝は、出るのは5、6年生なので。
事務局	このときにあった大きなイベントが陸上と駅伝大会だったので、これに参加したのかなという……。
事務局	確認します。申しわけないです。
後閑委員	陸上競技ですか。
椋山委員	陸上も駅伝も5年と6年が出場するので。
大西会長	ちょっと、3年から練習は、早いですね。
椋山委員	4年生が入っている学校は結構あると思うんですけど、直前に練習するのはやっぱり5、6年中心かなと。
大西会長	やっぱり根拠をしっかりと調査していただいたほうが良いかと思います。
事務局	済みません。

大西会長 荒木委員	<p>ほかはどうでしょうか。</p> <p>僕、いいですか。資料1-①の2ページ目、3ページ目の放課後子ども教室モデル事業の実施状況の校庭開放、体育館開放、図書館開放なんですけど、樟葉北やったら僕らが見に行った1日だけしか校庭開放されていないというのは何か理由があるんですか。子どもたちが自由に外で遊べるという事業ではなかったのかなというのが気になります。自由なところで、図書館が開放されているんやったら図書館にも行けるし、校庭が開放されていれば校庭にも行けるし、部屋の中にいたければ部屋の中でも自由に過ごすことができるというのがもとのイメージやったんですけど、何か、部屋の中に閉じ込められているようなイメージがしてしまうんですけど、その辺って何か理由があるんですか。</p>
事務局	<p>施設を使えるかどうかというのは学校の判断で、この日、学校の校庭は使えますか、体育館は使えますかというふうに聞く中で、樟葉北小学校は使えないという判断をされている。例えば図書室なんかは職員の会議で使うので、ほとんど放課後子ども教室モデル事業では使えませんという判断でした。校庭と体育館に関しては、それぞれお考えがあつてのことだと思いますけども、なぜかというところは学校に突っ込んで聞いていないです。</p>
荒木委員	<p>山田小学校なんかは校庭開放がゼロなんです。14日のうちのゼロなので、もしこのまま事業が進むとして、はたして校庭開放がされるのかという感じがするんですけど、現状で、1日もお試しでやっていない状況で、校庭開放される日が来るのかなと。</p>
椋山委員	<p>でも、山田小は週1の校庭開放の日をここに充てたということでしたよね。</p>
事務局	<p>今回、10月、陸上競技大会と駅伝大会の練習があつたので、山田小学校については使えないというふうにおっしゃって、体育館を開放していただいたという経過がございますので、今後12月とか1月になったら多分、校庭をもっと開放していただければと思います。10月については、どこの学校もそうなんですけど、なかなか校庭が使えない状況が続きましたので。</p>
横山委員 大西会長	<p>その割には、蹉跎小学校は8日も使っているなと思いながら。</p> <p>それぞれに事情があるとは思いますが、これはモデル事業ですから、やっぱりモデルとしてやっているのだから、使えなかった場合の検証をきちっとしておかないと、モデルの意味がないんです。だから、この日はゼロというのはどうしてやったかというようなことを、学校側にきちっと検証していただければと思います。でないと、年間通して実施してもほとんど貸さないぞという学校でしたら、そこで実施しても仕方がないということになりますよね。やっぱり学校側としては、自前の施設で万が一というよ</p>

うなことも考えるでしょうし、それからそれぞれ業者が入って十分にやっているけれども、何か管理責任というか、そういうものも感じはるところもあると思います。

また、逆に今回のことでも連絡に関してはお手数をかけてしまっているような状況もあるわけですから、これからの事業がどういう形になるか、まだ方向性は見えていないですけれども、そういう中できちっとした連携が図れて、お互いにすみませんと言えるような関係づくりができていないと、問題かなと思います。暗雲が立ち込めてしまうような状況になってしまうということが危惧されますから。

事務局

今の件でよろしいですか。校長先生がいてはる中で、私が言うのはせん越なのかもしれないですけど、放課後の事業についても、留守家庭児童会室と放課後子ども教室モデル事業と放課後自習教室の3つの教室があって、それぞれに部屋を出していかないといけない。学校としては限られた部屋の資源の中で運用しているのにそれぞれに出せと言われても、ない袖は振れないよということをおっしゃっている。では、もう教育委員会の中で、これとこれと、これは要るからこうしてね、と言ってください。そうしてくれたら従いますよということをおっしゃるような先生もいらっしゃいます。ですので、その辺は放課後事業が3つある中で、役割分担など、おっしゃっていただいた課題整理をしながら、学校側に協力していただきやすいような形を考えていかないといけないのかなと、私どもは思っているところです。

椋山委員

先ほど、午前中に連絡しても連絡とれないというようなお話もあって、その分、学校に連絡が来る。やっぱり保護者からいえば、子どもが今日、放課後の子ども教室に行けるかどうか、今日やっているのかどうかということを確認するのは午前中、朝の時点だと思うんです。子どもを出すときに、今日は何時に帰って来るのかということを確認したい。学校でもそうですので、多分それは午後ではなくてお昼までの時間帯に集中してくると思うんですが、特に朝の時点で連絡がとれないとか、お昼、今日、子どもは何時に帰ってくるのかなと思ったときに連絡が通じないというのは、やっぱりどうしても学校のほうに連絡がかかってきて、学校が対応しないといけないということになると思います。けがの問題については、学校でこの話をしていたときにも、けがは絶対一番に保健室に来るだろうねという話がありました。ほかの事業者の方もそうですけれども、けがをしたら保健室に行くというのは学校の中では当たり前みたいな形で、そこに行ったら何とかしてもらえろという思いがきつとあられると思うんです。学校も子どもがけがをしているのに、この子はここでけがした子だから見

ませんということはないですので、見ると思うんですけども、それが当たり前になってしまったら困るな、負担が大きくなるな、という気持ちは持っていたと思います。

そのあたりの分担をきちっとしないといけないなと思うことと、先ほど前村課長がおっしゃったことに関して、国の事業の計画を読むと、学校の空き教室を利用して、と書いてあり、少子化で学校は空き教室が増えているだろうとも言われるんですけど、実は外国語が入ってきてそれを英語教室に使ったりとか、少人数教室に使ったりとかということがあって、学校にはあんまり空き教室がないと思います。

今回この事業をされている樟葉北とか山田とかは、比較的規模の小さい学校ですので空き教室もあるかもしれませんが、中規模より上の学校については、そんな余剰教室は現状ではないんじゃないかなと思います。うちは全然別の問題で、教室がもともと足りない学校ですから別問題ですけども、それ以外の学校でも多分、私の前任校でも 500 人ぐらいでしたけど空き教室はなかったの、空き教室を使って実施するというのはなかなか難しいのかなという思いがちょっとしています。今も留守家庭児童会室は基本的に別棟を使ってもらっているんですけど、それでも留守家庭児童会室は、部屋が足りなくて学校の教室を 1 個使っているところがたくさんあると思いますので、そういうことを考えると、教室もそんなに空いていないのかなという気がします。

大西会長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

後閑委員

実際に子どもたちの面倒を見ている人たちの資格とか、条件というのは、何か基準があるんですけど。私、全然覚えていなくて。

事務局

責任者の方は教員の免許とか、保育士などの免許がある方というふうにしています。そのほかの方は、そういった免許を持っておられない方でも、参加していただけるというふうにしておりまして、この委託事業者が学習塾とか個別指導をやっている事業者なので、普段そこで勉強を教えている方がこちらに来ているという状況です。

後閑委員

わかりました。そうすると、必ず 1 人は教員の免許を持っている、あるいは教師の経験のある方がいらっしゃるということになる。

事務局

あと、資格だけではなくて、そういう子どもにかかわる業務の経験者の方というふうには、責任者に関しましてはその 2 つのいずれかの条件を定めています。

事務局

教員免許、保育士免許、もしくは子どもの事業に携わったこと

がある人間ということにしています。もしくはなので、どちらでもいける。

事務局 子どもにかかわる事業の経験者の方となります。

事務局 免許というか、子どもの事業に携わったことがある人間は2人以上必要という形にしています。

後閑委員 わかりました。あと、悲痛なことをいろいろ言われていて、中には女の子を肩車しているとか、こんなのはほんとうに、言語同断なので、どうなんだろうかなというふうにちょっと心配になったものですから。

大西会長 よろしいでしょうか、何か。

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

大西会長 それでは、一応、今ご説明をいただいた登録状況とか実施状況、それからモデル事業において、検証すべき内容についてということでご意見をお伺いさせていただきました。この放課後子ども教室モデル事業の実施について、現時点で見えてきた課題というものを少しまとめていただければと思うんですが。

事務局 当面の課題と、事業の枠組みにかかわる課題と2種類があるのではないかと考えております。当面の課題としましては、先ほどもお話がございました学校教育活動との調整で活動ができる教室の確保を、毎月学校に照会をいたしまして要請をしております。校庭や体育館の確保ができればそこで遊ぶということが出来ますけれども、学校の事業やさまざまな行事によって活動ができないという日もございます。学校の実情に合わせて活動が決まってくるという状況になっています。また、できるだけ子どもたちの自主性や自発性を尊重したいと考えているところではあるんですけれども、けがや事故のリスクの回避ということもありまして、また学校の活動としてふさわしい運営というものを求められている部分もございまして、運営スタッフの指導が管理的に見えるという場合もあるようでございます。

事業の枠組みに関しましては、本事業の実施には学校にとっては負担感が存在しています。先生方は日常業務で手いっぱいのところ子ども教室にかかわる業務が発生し、児童のけがや事故のリスクという懸念などもあります。学校にとってのメリットという部分が、今のところあまり見えていないということが大きな課題ではないかと考えております。

放課後子ども教室モデル事業の実施が子どもたちの成長につながった、保護者に喜んでもらえているというところが見えている形でないと、放課後子ども教室モデル事業の理解はなかなか得られにくいということも考えられますので、放課後子ども教室モデ

ル事業を実施していく中で課題を見出して、今後の実施に向けた解決につなげていくことができればと考えております。

大西会長

ありがとうございます。この実施に関して、何か保護者のほうから意見とか苦情というようなことはあったのでしょうか。いかがでしょうか。

事務局

校庭が使えないという予定で屋内の活動を設定していたんですけども、留守家庭児童会室の子どもたちが校庭で遊んでいるところをたまたまごらんになったお母さんがいらっしゃいまして、校庭で遊べるのではないかという問い合わせを学校にされたという例がありました。学校では駅伝競走大会の練習を予定していたために、放課後子ども教室は使えないということになっていたというところで、保護者からご意見をいただいたことがありました。それから、けがをした児童の手当てをしようとしたんですけども、たまたまそこに保護者がいらっしゃいまして、このときは子ども教室の救急箱の中に打ち身を冷やすようなものがなかったので、そういうものもないんですかという意見が保護者からありました。その後すぐに購入して現在は各子ども教室に配置をしております。

それから、保護者ではないんですけども、留守家庭児童会室の職員から、放課後子ども教室の児童がジャングルジムで鬼ごっこをしている、あるいはうんていの上を歩いているなど、危険な行動の報告がありました。

留守家庭児童会室では禁止している遊びなので、指導の目線合わせが必要だと考えております。

大西会長

ありがとうございます。今の報告を含めて何か、皆様からご意見というのはございますでしょうか。

先ほども留守家庭児童会室の職員からの意見にもありましたように、校庭という1つの場所を使って、学校にかかわる3者がやるということで、その基準はきちっと合わせておいていただかないといかんので、その点は徹底をしていただきたいと思っております。

それから、救急箱のところですけど、多少いろんなものが入っていると思うんですけど、けがや病気というのはどういうものを想定されていて、どういうものを入れているのでしょうか。

事務局

今、救急箱の中に入っているのはばんそうこう、消毒剤と、すり傷、かすり傷程度の範囲を想定したものです。

大西会長

それで救急箱って、よろしいのでしょうか。

椀山委員

そうですね。打ち身で打ったときにちょっと冷やすものぐらいはあったほうがいいですね。

事務局

冷やすものは、保護者からの意見で入れています。

椀山委員

でも、ばんそうこうと消毒剤だけですか。

事務局	そこまでぐらいの用意です。
中口委員	放課後子ども教室モデル事業の先生方、留守家庭児童会室、学校も含めての話し合いはあるんですか。さっきもおっしゃっていたように、学校の中で危険なことをしたらあかんに決まっているんですけど、指導員同士の交流というか、意思統一をするための会議というのは、設けたことはないんですか。
事務局	会議といたしましては不定期なんですけれども、4校の校長と事務局で話し合う機会は設けております、それとは別途、各学校で留守家庭児童会室の支援員と子ども教室のスタッフが話し合う機会みたいなのは、会議という形ではないんですけども、その都度設けているという形になります。ただ、危険な遊びが行われていたということがありましたので、もうちょっと情報を密にシなくちゃいけないとは考えているところです。
大西会長	先ほども言ったように1つの場所で違う対応があるというのは子どもたちに混乱を招きますので、それをなくすためにも統一して対応ができるよう、コミュニケーション、会議なんかもしていたただかないといけないのかなと思います。 ほか、苦情とか要望のことについては、いかがでしょうか。保護者の方から運動場使えるやないかという問い合わせがあったというのは、これはもうしょうがないですね。
事務局	当初の想定では、陸上競技大会、駅伝競走大会のために使うというふうに学校から伺っていましたので、子どもたちは使えないという前提で聞いていたんですけども、その後に留守家庭児童会室の子どもたちが時間になったら遊んでいたところを見て、あれ、おかしいなということで、学校にも問い合わせをされたという事です。
事務局	当初、陸上競技大会などがあるので校庭は使えませんということで、放課後子ども教室ではお知らせしていたんですが、急に当日になって練習をしないことになったんです。そこで留守家庭児童会室の支援員が使えませんかと聞いたところ、使えるということになって留守家庭児童会室の子どもたちが遊んだ、というタイムラグみたいなのがあったんです。放課後子ども教室も当日必ず、きょうは校庭使えますか、きょうはどの部屋が使えますかというのを確認するようにはしているんですけど、ちょっとそういうタイムラグが生じたんです。
椋山委員	留守家庭児童会室って、運動場を何時から使うんですか。
事務局	4時半からです。
椋山委員	留守家庭児童会室が運動場を使うのって、4時半からですよ。学校は陸上競技の練習とか、4時半までしか多分しないと思

	う。だから、学校の陸上の練習と留守家庭が運動場を使うのとは、時間帯が違うと思うんです。
事務局	このケースについては留守家庭児童会室の支援員が確認したそうなんですけども。
荒木委員	さっきの話のところですけど、そもそも校庭開放を嫌がっているというか、避けているというか、何かそういう感じを受けて仕方がない。0日とか1日とかっていう実績を見ると、そう感じざるを得ない。
事務局	必ずしもそうではないんです。どんどん学校の校庭開放、校庭使ってという学校もあるんです。
大西会長 藤原委員	ないところもあるんですね。 モデル事業としてこれでいって、人が集まらない理由は校庭開放がされなかったからという結論になっては、全く意味ないんじゃないかなと思う。
荒木委員	子ども目線というよりも保護者目線からすると、預かってくれているから助かるというのであって、どこで子どもが遊んでよとその時間まで預かってくれているんやからそれはそれで助かるという気持ちがあるんですけど。もともと保護者目線じゃなくて子ども目線で始まった事業だと思うので、子ども目線で考えるとどこでも遊べるというのが多分一番のメリットであって、それは留守家の子どもたちと一緒に遊べるとか、1回家に帰った子とも一緒に遊べるというのが多分メリットやと思うので、それができない、どこでも遊べない、結局、教室の中で遊ばなきゃいけない。この間、視察で行かせてもらったときみたいに宿題してからという子も多分いるとは思いますが、子どもらにとっては、外で晴れた日にグラウンドがあいているのに外で遊ばれへんというのはちょっと、何か違う気がするので、もう1回プッシュしてほしいというか、できれば校庭は開放してあげてほしいなという思いはありますね。
藤原委員	児童の視点からすると、樟葉北小の子どもたちは、専用室にずっと閉じ込められているように感じますね。
荒木委員	多分、このまま子どもらが慣れてしまうと、外に出ない子らになってしまうんじゃないかなと。
藤原委員	山田にしても、3日のうち2日は教室に閉じ込められている。ちょっと表現があれなんですけど、選択肢がないじゃないですか。そうしたらやっぱり家に帰って公園でも行こうかという話になってしまうと思う。
後閑委員	14日中に5日間じゃないですか。
荒木委員	僕のイメージは、子どもが集まって、校庭でばつと遊ぶというのを監視員が見ているというものやったんですけど、何か、部屋

	<p>の中での活動になってしまっている。</p>
椋山委員	<p>でも、学校として、そんなに運動場を空けるのは嫌じゃないと思うんです。</p>
事務局	<p>10月、陸上競技大会と駅伝競走大会の練習で使うということで、なかなか空けてもらえなかったというのは現実としてあるんです。ただ、12月、1月になったらもっと校庭開放をしていただけると、私は信じています。</p>
椋山委員	<p>多分、学校は運動場に関しては今までも放課後の校庭開放もしていますので、空けることについては、そんなに抵抗はないと思います。4時半ぐらいなので、5時まで。今やったら4時半までですよ。なので、やっぱり陸上の練習をすとか、放課後の活動をするというときには少しかぶるかもしれませんが、基本的にそんなにはないと思います。</p>
大西会長	<p>とすると、モデル事業の設定時期が悪かったということですか。</p>
椋山委員	<p>ちょっと10月でいくと。特に陸上の前は走ったり幅跳びがあったり、高跳びがあったりということがあるので、グラウンドを全面使っているということはあったと思います。駅伝は長距離を走るので。</p>
大西会長	<p>そうしたら、次に期待ということ。</p>
中口委員	<p>ということは、次期がちょっと遅れたのかな。</p>
大西会長	<p>夏にできなかったですからね。</p>
中口委員	<p>学校も授業に差し支えがあったら困るけど、それ以外は、基本的には貸してくれはると思うけど、どう。</p>
椋山委員	<p>そう思います。5時間目の時間帯に体育が入っていたりすると、そこはちょっと、無理だと思うんですけども。</p>
事務局	<p>校庭開放は3時半からです。</p>
椋山委員	<p>3時半からですよ。3時半から4時半だったら大丈夫だと思います。</p>
大西会長	<p>ほか、何かご意見ございますでしょうか。 (「なし」の声あり)</p>
大西会長	<p>いろいろな課題が見えてきつつあるような感じもしますので、今後もっと精査していかないといけない問題や、もうちょっとレベル的にも上げていかないといけない問題も出てきているかなと思います。</p>
	<p>ほか、特にご意見がなければ、今、報告でありました放課後子ども教室のモデル事業について、本審議会が報告を受けたということにさせていただいてよろしゅうございますか。 (「異議なし」の声あり)</p>
大西会長	<p>ありがとうございます。</p>

それでは、議事を次に進めるということで、児童の放課後を豊かにする基本計画について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

では、児童の放課後を豊かにする基本計画の骨子案についてご説明させていただきます。

資料の3をごらんください。前回の審議会で計画の名称を児童の放課後を豊かにする基本計画とするということで報告をさせていただきました。今回は骨子案としてお示しをいたします。放課後子ども教室モデル事業が10月から始まりまして、これから検証、課題の抽出などを行って、さらに具体的な計画の内容が定まってくるということになりますが、今まで審議会でお示しした内容を中心に骨子案を作成いたしました。4ページから5ページにかけて、第1章は計画の策定に当たってとしまして、第2章、計画の趣旨、計画の位置づけと計画期間、進行管理についてを記載いたします。

5ページからは第3章になりまして、本市の現状と課題について、1.留守家庭児童会室事業の現状、6ページの2に移りまして、放課後自習教室の現状、それから7ページの3に行きまして、放課後子ども教室モデル事業の実施による課題抽出、4としまして、放課後の子どもたちを取り巻く本市の取り組みというふうに課題を挙げておりますが、今後留守家庭児童会室事業、放課後自習教室事業、放課後子ども教室モデル事業を実施するために1つの学校における場所の確保、人員配置、予算措置などについて効率的・効果的に児童の放課後対策を、それぞれ目的が達成できる方法を検討していく必要があります。

次に、8ページに移りまして、第4章は計画の体系、基本理念として「子どもの放課後を豊かに、放課後の再生」を掲げております。基本理念を実践していくための基本的な考え方としまして、1.子どもが自発的、自主的な諸活動を行うことができる環境整備、2.子どもが自発性、自主性を発揮することができるように働きかけを挙げています。これらの基本的な考え方を具体化するための方策を挙げております。これまでに本市で子どもたちの事業として実践してきた既存の事業を含めて児童福祉法や教育基本法、障害者差別解消法などに記載された子どもの権利を守り、具現化していくために、大人の連携・協力をさらに発展させていくことを目指しております。

9ページに移りまして、第5章は目標事業量及び方策について、(1)留守家庭児童会室事業の目標事業量でございます。枚方市子ども・子育て支援事業計画で示した目標事業量を現在大きく上回っていることから、平成32年度以降の5年間の目標事業量

を設定いたします。

10 ページに移りまして、(2) 放課後自習教室の目標事業量は所管課で検討中でございます。(3) 放課後子ども教室について、これは放課後自習教室に見直しや改善が必要な時期に来ているため、放課後子ども教室モデル事業の結果を踏まえまして、放課後子ども教室モデル事業と放課後自習教室を、国でいうところの放課後子ども教室として効率的・効果的な取り組みとなるよう検討が必要になってまいります。

児童の放課後を豊かにする基本計画骨子案については、以上の説明でございます。

大西会長

ありがとうございます。今、事務局から報告がありました児童の放課後を豊かにする基本計画についてということですが、骨子案ということなんですけれども、何かこの計画についてのご意見、ご質問等がありましたらお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

やっぱり第4章とか第5章のあたりが、一番中心になるかなと思うんですが、何か薄っぺらいという感じがしてしまうので、もうちょっとボリュームがあったほうが良いかと思います。

椀山委員

よろしいでしょうか。先ほど最後にありました放課後自習教室と放課後子ども教室について、これは効率的・効果的な取り組みとなるよう検討が必要と書かれているんですけれども、文部科学省では1つの事業になっていると思うんですけれども、事務局としてはこの2つの事業を今後、1つにしていくという方向で検討していくということですか。

事務局

そうですね。まだ、検討している最中なんですけれども、同じ放課後子ども教室の中で、放課後自習教室でやっているものと、放課後子ども教室モデル事業でやっているものを一緒に含めていろんな選択肢を子どもたちに与えられるような形が一番いいかなと思っているところなんです。ただ、一緒にやるというのもいろんな考え方があると思いますし、全然まだ決まっているわけではないんですけれども、検討している内容としては、留守家庭児童会室、放課後自習教室、放課後子ども教室モデル事業、いろいろありますけれども、それらを一本化した放課後子ども教室としたいなと考えています。

椀山委員

留守家庭児童会室も入れてですか。

事務局

留守家庭児童会室も入れたらいいかなとは考えています。

中口委員

この7ページのところに図がありますね。下のところ。これを最終的には一本化するということなの。

事務局

いえ、まだ全然決まってないんですけれども、1つの子どもの居場所ということで、放課後子ども教室というのができたらいいか

など、今考えている最中なんです。まだ全然決まっていなくて、審議会の先生方のお声というのもやっぱりお伺いしたいなと考えている最中です。

中口委員

今の2つの部分は可能性があるようですが、留守家庭児童会室も一緒にするという事はできるのかな。

事務局

留守家庭児童会室のほうの今の課題ですとか、あと新たなニーズとして寄せられているものというのをもうちょっと書き込んだほうがいいのかと思いつつも、この程度の表現になっているので、補足説明をさせていただきます。

場所の確保が課題ということと、人の確保が課題とここには書かせてもらっているんですけども、新たなニーズとしては、土曜日開室というのがあります。国の基準をクリアするために年間250日開室していて、土曜日の開室が年間8回ぐらいになるんですが、それを毎週空けてほしいというニーズがございます。それと、スポット利用、つまりこの日だけ使いたいとかいうものです。あと、三季休業の間だけ使いたいというもの。その三季休業のときのお弁当を提供してほしいとかもあります。あと、就労要件をもっと緩和してほしいとか、いろんなニーズがあるんですけども、これを留守家庭児童会室だけで全部やっついこうとすると、留守家庭児童会室自体の事業のボリュームがすごく拡大してしまう。そういったニーズをこの放課後子ども教室でどこまで吸収できるのか。あと留守家庭児童会室自体の利用人数もどんどん拡大していっていますので、それを吸収できるような仕組みをこの放課後子ども教室の中でも一緒に考えられたら、子どもの放課後活動はより充実していく方向へ持っていけると違うかなという漠然な思いは持っているんですけど、まだ骨子案の中には、そこは書き込み切れていないという状況だということをご理解いただけたらと思います。

大西会長
後閑委員

いかがでしょう。

やっぱり、あまりにもいろいろあり過ぎて別々にやっついて、同じ学校を使いながらあちら、こちらというふうに分かれているというのは、利用するほうも今日はどうしようか、あっちに行こうか、こっちに行こうかということになっちゃうと思うんです。なので、もう少しシンプルな形で選択肢を広げて、豊かな放課後の過ごし方というのを自由に選べるような形にしていくといいんじゃないかなと思うんです。事業者も、こちらのほうの質はいいけど、こっち側は悪いとかって比較されるというのも、なかなか困ったものじゃないかなと思いますので。

中口委員

それでも、やっぱり留守家庭児童会室というのは両親が働いておられるというのが1つの条件でしょう。

事務局

そうですね、前提になります。やっぱり、受け入れ人数も限りがありますので、何日以上働いているとか、不規則な勤務の方でしたら、1週間10時間以上といった一定の線引きはさせていただいているんですけども、そのボーダーで入れないですよという人はどうしても出てきているのが現状です。そこを拾ってほしいというのが新たなニーズで出てきます。

大西会長

1つのものの考え方として、留守家庭児童会室の持っている1つの要素、言うたら保護者要件というのはやっぱり子どもが地域で育っていくために必要な条件であり、そこにニーズが発生するということになると思います。それに対する対応策として留守家庭児童会室が存在していると考えます。そこに福祉ニーズという理解ができるかなというように思います。けれども、それは保護者要件であって、子どもにとっては自由にいろんな遊びが提供できていればいいということになりますので、これは個人的な意見ですが、いろいろ機能を付加して行って、それぞれがそれぞれ機能を発揮していく。遊んでいる子どもたちにとっては、自由に、好きなように遊んでいるというような、理想形ではありますが、そういうような仕組みが、もしできるのであれば、様々な事業形態を一緒にするという事は可能な話かなと思うのです。

ただ、今言ってらっしゃるように、留守家庭児童会室に入る条件がいろいろ設定されている限りは、なかなかこれを一緒にするというのは難しい。そこに入れない人たちが吸収されるほかの教室と一緒に遊んでいるということになりますよね。そこで、同じような条件で1つのフィールドの中で、友達同士がかかわり合いながら遊ぶというのが、理想なんですけれども、ただそのところでそれがほんとうに可能なのかということですよ。そこがポイントになってくるのかなとは思っています。

後閑委員

あと、施設についても、先ほど先生がおっしゃったように、教室には空きがないし、運動場も10月とか、何月とかはやっぱり、色々使えないという制約があるじゃないですか。そうすると学校が一番安全なんでしょうけども、もうちょっと学校以外の場に広げてもいいのかなとも感じるんです。じゃあ安全なところってどこやろうと思っちゃうんですけど。

大西会長

遊び場としては、プレーパークのような形で公園を1つ視野に入れることもできると思うんです。ただ、公園はまた公園で条件が付いてしまって、ボール遊びができないとか、いろんな条件があります。だから、学校のような広い場所を地域の中でいろいろ拾って行って、そこを借りることができるかどうかですね。

それと、雨が降ったときの対策として学校やったら教室というのはすぐ出てくるとは思いますけど、そういう広場には、雨をしの

げる場所がないとなると、例えば近所の公民館とか、そういうところとの連携をするのも1つの考え方ですね。それから、これは非常に困難極まりないかもしれませんが、枚方公立幼稚園がありますよね。幼稚園は夕方空いているので、保育室をちょっとお借りするというのも可能かもしれんし、幼稚園の体育館のようなところを借りるということも可能かもしれないですね。

横山委員
大西会長
横山委員

でも、公立幼稚園はだんだん減ってきていますよね。減っていますね。

公立幼稚園が減って、認定子ども園とかになってきているので、枚方市も多分その辺は厳しいんじゃないかなというふうに思います。公立保育所もそうです。減りますし、ちょっとそういうのはすごく懸念しているところです。

大西会長
荒木委員
大西会長
荒木委員
横山委員
荒木委員

とすると、民間にご協力いただくということで。

先は長いですね。

ちょっとね。

なかなか難しいですよ、一緒にするというのは。

枚方市はね。なかなか。

やっぱり、料金が発生しているというのが、多分一番難しいところで、解決すべきところなんじゃないかなと思います。料金を一緒にしますよ、お金は真ん中にしますよって言われても、一方は払わなあかんし、もう一方は下げてくれないし、ということになりますね。

横山委員
荒木委員
横山委員

留守家庭児童会室さんですよ。有料ですよ。

有料です。

今、放課後子ども教室モデル事業とか、一応ただじゃないですか。それについて、枚方市とか国の予算はついていくんですか。これを進めるに当たって、今、トライさんに任せているということは、トライさんに市のほうから払っているということですよ。

事務局

そうです。ただ、国のほうから補助金が3分の1出ておりません。

横山委員
事務局
横山委員
事務局
横山委員

でも、3分の1ですか。

人件費の3分の1です。

それってずっと、一応つく予定なんですか。

それはちょっとわからないですけど。

そこがちょっと不安になっていて。例えば留守家庭児童会室は有料で7,200円いただいている、両親が働いていても、料金を負担に思われて、留守家庭児童会室に行けないという方もいるので、そういう意味では放課後子ども教室モデル事業が4時半まで子どもを見ていただけるというのはすごくいいことかなと思

うんです。でも、お金のことといたらあれなんですけど、もし予算とかがついてこなくなったら、留守家庭児童会室との折り合いはどうなるんやろうと思います。一本化ということは子どもにとってすごくいいのかなと思うんですけど、やはり予算ありきで、昔みたいに、子ども見といてあげるわ、という感じではないですし、子ども食堂とかも、枚方市、今すごく増えてきているんですが、それでもやはり皆さんの善意がほとんどなんです。やはり予算がそんなにつかないという状態なので。

事務局 おっしゃるとおり、予算の関係はすごく深刻な問題なんです。

中口委員 5ページの2番の、計画期間5年と書いてあるんですけど、5年たったらまた見直しということですか。5年たったら、ここでやめるということと違いますねんな。

事務局 そうですね。まだちょっとわからないんですけども、この5年後にはもう1回計画をつくり直さなくちゃいけないかなとは思っています。

大西会長 計画期間ですよ。計画をそれぞれ作って行って、また5年後には計画を立てますよというふうになっていると思うんで、この事業自体が5年で終わるということではないですね。

事務局 それはいいです。

植田委員 いいですか。統合していくという話が進んでいく中で、やっぱり今、放課後自習教室なり放課後子ども教室モデル事業へ入ってくる子どもというのは、留守家庭児童会室に入っていない子、入れない子で、結局親がやっぱりそこで見たい子たちだと思うんです。そうすると土曜日がよくひっかかっているんですよ。だから、ここは土曜日までくくってくれてはるからすごくありがたいんですけど、そこら辺までひっくるめたときに、やっぱりかなり大きなことになってくるのかなと。確かに土曜日は施設とかは使いやすいかもしれないけども、そのところでどういうふうに展開していくかというのはまとめて、そこもちょっと平日と違う形を考えていかなければいけないと思うんですけど。

荒木委員 目標設定をどこに置くかということですけど、これを全部1個にまとめるというところに目標を置くと、多分大きな課題がたくさん出てくるんですけど、放課後子ども教室だけを見ると、今のところモデル事業が始まっているぐらいで、全校はまだやっていないので、この時点で目標設定をもう1回、全体にするのか、これだけなのかというのを、ちょっと考え直して、やることをリストアップしたほうがいいのかという感じはします。

椋山委員 最終の目標は全体かもしれないんですけど、そうなるものすごくボリュームの大きな事業になって、それはきっと誰がどうやってするのかということもものすごく大変じゃないかなと思

ます。今、留守家庭児童会室がようやく留守家庭児童会室としてやっておられるところに、土曜日の枚方子どもいきいき広場とか、放課後自習教室とか、放課後子ども教室モデル事業も全部一緒になると、それはちょっと大変ですよ。どんなことをちょっとずつやっていくのかというところも要るのかなと思います。ただ、最終、これを全部あわせるんですかね。

荒木委員

この放課後自習教室と放課後子ども教室モデル事業だけ合体するのは、料金も発生していないし、同じような取り組みなので、多分一緒にすることは可能だと思うんですけど、それ以外はちょっと。

植田委員

今、これでマクロ的な判断をしてはるけど、小さく見ても、学校によっても全然それぞれタイプが違います。施設も違うし、子どもたちもやっぱり様子が違うし、それらを一つ一つ、細かく見ていかんことには始まらないように思います。それを広げるというのは、さらにその後になってくるのかなという気はします。

事務局

おそらく、45校全部一遍にとするのはできないと思うんです。

中口委員

あれ、土曜日の枚方子どもいきいき広場は45校全部でやってるの。

植田委員

やっています。

椛山委員

回数は大分違いますけど。

中口委員

回数が違うんやね。

事務局

違います。なので、一緒といっても、放課後自習教室、枚方子どもいきいき広場、放課後子ども教室、留守家庭児童会室と、チャンネルがいろいろあるというだけで、同じというふうに考えていただけるといいかなと思ったんです。それをまとめて子ども教室という形にすれば、子どもたちもチャンネルを選びやすいかなと思っていました。

横山委員

でも、小学生の間は子どもというよりも、やっぱり親がある程度決めますよね。子どもがこうしたいと言っても、お母さん、帰られへんからこっち行っときみたいなふうに、結局親が決めることになりますよね。ごめんなさい、言葉が汚くて申しわけないです。基本はそうなるかなと思うんですけど。特に低学年。5、6年生になったら、おそらく選択は自分たちでするであろうけれども、親も心配だし、子どももそんな判断力ないですよ。たまに、何々ちゃんが行くから、私も行くと言うことはあるけれども、特に低学年なんかは親の力がほとんどなのかなと思うので、子どものためと言いつつながらどうなんやろうと思いますね。決めるのは子どもの目線で決めなきゃいけないんですが、結局小学校の間はやはり、保護者さんのニーズに合わせるというところが重要

になってくるのかなと思います。

事務局

保護者のニーズはすごい重要ですね。

横山委員

重要になるのかなというふうに思うので。

大西会長

そういうものもありますが、やはり我々としてはそういう思いを含みつつ、子ども目線で考えていこうと思います。

以前の委員会でもあったと思うんですけど、今、既存のいろんな教室がこういう形で幾つかあるわけで、それらを押しつけて放課後子ども教室モデル事業をやるというのは、本来間違っているんだと、違うんだということです。それぞれの学校、地域の事情もあるから、それを生かしながら放課後子ども教室モデル事業を展開していきましょうということです。だから、十分にいろんな資源がある場合は、そこには放課後子ども教室を置かなくてもいいでしょうし、何かそこで必要な機能を放課後子ども教室が担うということがベターじゃないかというような意見が出ていたと思うんです。ですから、それぞれの地域事情に応じて放課後子ども教室が変化するような形でいく。だから、放課後子ども教室モデル事業がうまくみんなをくっつけていけるようになるような起爆剤になっていったら、将来的には自然と統合の道を歩んでいくやろうと思っています。

そのときに我々が考えるのは子ども目線で、子どもにとって地域の中で平等な環境を提供していく、そういう放課後子ども教室のあり方を考えようというって、これは多分始まったと思うんです。だから、そこも考えながら、この計画を、そういう意思を明確に出しながら、放課後子ども教室モデル事業という形でできることをまず手がけていって、一方、いろんな要素があって、機能も十分なところではコーディネートをするようなことができるような事業形態というの、あわせて実施していくような計画を練る必要があるんじゃないかなというように、ちょっと思います。

事務局

ちょっと、よろしいですか。いろいろ意見をいただいております。先ほど、留守家庭児童会室のほうの課題とテーマの話だけしたんですけども、実は留守家庭児童会室にはまだ使える資源があるという、そのお話をさせてもらおうと思います。新・放課後子ども総合プランの中でも、学校施設を徹底的に活用ということは言われています。ですので、留守家庭児童会室としてもそういったものは部屋もお借りしながら活用させていただいているんですけども、留守家庭児童会室は活用するだけでなく、留守家庭児童会室が持っている専用室も逆に学校とか放課後子ども教室にも使っていただけるような、留守家庭児童会室で使っていないときは使っていただけるような仕組みというの、新たに考えるといい

かなというのが1つ。

それと、あと、受け入れ枠なんですけども、平成30年度の利用者4,700人なんですけども、定員マックスまでは5,600人になります。当初で900人ぐらいのあたりでしたが、今ぐらいの時期になってくると、だんだん入室児童数が減ってきますよね。1,000人以上の余裕があるんです。これは、その受け入れ枠を逆に放課後子ども教室で使うことはできないかとか、そういったところを資源としてどう活用していくのかというのは、それはあわせて検討していただけたらなと思っております。

大西会長 その余剰の分をうまく使えばいいのだけれど、それは無料ということにはならないですよ。

事務局 留守家庭児童会室として使うのであれば、基本的には無料にはならない。そこは時間でシェアする考え方とか、代田先生がいてはったら何て言いはるか分かりませんが、その辺はちょっと議論を深めていけたらなと思っております。

荒木委員 やるとしたら、そうですね。4時半までは無料、これ以降は料金がかかりますよという。一緒にしたってそれなら可能ですよね。

大西会長 そうですね。そういうふうなことやったら可能ですね。

荒木委員 そうですね。

大西会長 留守家庭児童会室自体が、4時半までは無料という考え方をしていくようなことができるといいのかもしれないですね。

事務局 さっきの就労要件の話とか、そこを緩和したときに、じゃあ4時半までは放課後子ども教室やから、全員が使えますよという仕組みにしてしまえば、一定そこはクリアしていける。

大西会長 福祉的な要素も、ちゃんとニーズに対しての対応もできているしということで、子どもにとっても使いやすい状況でありますから。それは1つですね。

ありがとうございます。そういうことも含めて、まだ骨子ですので、そういうところをもっと肉づけしていくことが必要になってくるかなと思います。

ほかにどうでしょうか。基本計画はこういうような形で出ていますが、もし何かあれば、どんどん言っていただければと思います。

荒木委員 留守家庭児童会室の人数なんですけど、6ページの一番上のほうでは、5月1日時点で4,677人となっているんですけど、9ページの目標事業量のほうでは、4,706人になっているというのは、これは30年度の日もちで違うんですかね。

事務局 4,706人が4月1日現在。

荒木委員 4月1日現在で。

中口委員	こっちの、やめている人がある。
荒木委員	30人ぐらいはやめはったという。
椋山委員	そしたら、5月1日は4,677人で、4月1日は4,706人ということですか。
事務局	そうですね。4月1日現在の数字が平成27年度から平成30年度の、9ページにお示しをさせていただいております実績になります。資料3の9ページです。
荒木委員	5月1日になって、1カ月分で30人減ったということです。
事務局	これは、定点観測するのが、4月1日と5月1日と2つあるんです。学校関係をやるのは5月1日です。教育委員会におったら5月1日に合わせたりとか。
椋山委員	合わせておいたほうがいいのかもわからない。
植田委員	どっちかに合わせたらあかんのですか。
椋山委員	大概、教育委員会にいてたら5月1日に合わせますよね。
大西会長	外文書のほうを5月1日にしたらどうですかね。
事務局	そうですね。
大西会長	それはそろえておくほうがいいでしょう。違うページで同じことを書いていて、違う数字やというのは、ちょっとやっぱりまずいんですね。だから、教育委員会が5月1日やったら、5月1日のデータで出されたほうがいいと思います。
	ありがとうございます。そしたら、この骨子案のほうは一応、今日いろいろご意見をいただいていますので、それらを含めながらももう少し膨らませていくということによろしゅうございますか。
	(「はい」の声あり)
大西会長	ありがとうございます。そしたら、前回審議会の後に見学というか、視察に行ったんですけれども、何か、その後、議会でも行きはったそうです。議会のときは、これは校庭開放のときだったのですか。どちらに行ったんですか。
事務局	議会も、文教常任委員会というものがございまして、いろんな会派の議員がいるんですけど、そのときは山田小学校と津田小学校で、その前に公明党議員団が8人ぐらい行ったんですけれども、公明党が蹉跎小学校。あと、市長と副市長も蹉跎小学校を見まして、教育長を含めて教育委員が5人いるんですけど、教育委員が津田小学校でした。
大西会長	そうですね。何か、意見出ていましたか。
事務局	さっき、後閑先生もおっしゃったんですけれども、子ども教室の中に放課後自習教室、留守家庭児童会室とか、いろいろあるけれども、何か非効率なのではというご意見とか。放課後子ども教室、放課後自習教室、留守家庭児童会室、枚方子どもいきいき広

場と、いろんな事業があるけども、みんな所管がばらばらで縦割りであるというご意見が広くあったんです。

あと、さっき予算のお話もされたんですけども、この放課後子ども教室モデル事業4校で半年ぐらいで1,100万円かかっているということで、それを通年で45校全部ですると、2億を超してしまうと。それを、もっとコストを抑えるような工夫をしたほうがいいのではというふうなご意見が議員なり、市長なり、いろいろ出てきたところなんです。今さっきおっしゃった話がやっぱり出てきました。

大西会長

そういったようなご意見が出てきたということですけど、何か事務局で考えていることはありますか。

事務局

そうですね、今のお話なんですけども、コストを抑えるという意味も含めまして、一体的にできたらなというふうには思っているところなんですけれども。先ほども言いましたように、放課後自習教室、留守家庭児童会室、枚方子どもいきいき広場と、いろんなチャンネルがあって、それを全部なくすのではなくて、それぞれある中で子どもたちにいろいろチャンネルを選べるような形で一体運営できたら一番いいのかなというふうには考えているところがございます。所管課は異なっていて、縦割りというのも、それを1つの所管課にするというのもある意味いいと思うんですけども、いろんなチャンネルがあるので、大きな意味では1つの所管課、そのチャンネルごとにそれぞれの所管課がいるということもいいかなとは、考えているところなんですけど。連携を行ってやったらいいのではないかなというのが、まだ、考えているところなんです。

大西会長

市レベルはどうかかわからないですけども、国レベルで考えますと、横の連携ってほとんどないんです。なかなか、やっぱり自分たちの省庁の中の考え方で押し通していくということがありますので。

やっぱり非常に視点としては狭いと言わざる負えません。見ているところは非常に狭いというようなことです。

市レベルではそうならないような形をつくってもらいたいということになると、やっぱり総合的な委員会をつくるべきです。今日、事務局がこうやって並んでらっしゃいますけど、これは多分担当課ということで並んでらっしゃるんでしょうけど、そういうところにそれぞれの担当課の職員がざっと集まって、議論ができるという場があればいいかなというように思います。それで、委員とのやりとりもそうですけれども、それぞれの担当課の意見交換ももっと活発にやっていただかないと。それをどんどんこっちへ出していただくようなシステムができてくると、少しは変わってく

ると思います。

事務局 ありがとうございます。貴重なご意見でした。

中口委員 議員の先生方の視察というたら、その2回だけですかね。文教だけで行かはったということですか。

事務局 文教だけと、あと公明党議員団で、2回です。

中口委員 ほかのところはなかったのですか。

事務局 ほかは、そうですね。説明会に議員が個人で来られているということはありました。これを始める前に保護者向けの説明会を行ったんですけど、そこに議員が何人か来られたことはありました。

大西会長 それから、1つですけれども、単純計算2億5,000万、これは相当な値段になってしまうんですけども、僕らサイドからいいますと、大学という組織は地域貢献ということで、地域に対していろんな貢献をしていくということが基本、大学の1つの役割といえますか、機能になっています。ですから、後閑先生のところもそうやと思いますけども、いろんな意味で、例えばさっきのような安全面をとということになりますと看護学生とかに来てもらって、そういう面でいろんなサービスを提供してもらおうとか。それから、我々みたいなところだと、保育というのが専門ですからどんどんそういうところに行って、子どもたちと遊ぶという活動にしていくとか。そうやって考えていくと、いろんな大学にいろんなサークルがありますので、そういうサークルをうまく活用しながらマンパワーをこの事業にもどんどん吸収していくということをしていけば、ちょっと一定、また変わってくる側面が出てくるのかなと思います。

それと、高齢者という言い方はあれですけど、非常にいろんな能力をお持ちの、地域にお住まいの人たちがたくさんいますので、そういう方も一緒に参加してもらおうような体制、トライという1つの業者をお願いするんじゃなくて、雑多なマンパワーになってしまうかもしれませんが、そういうところからつくり上げていって地域独特のものができてくるというのは、枚方にとっても大きな力になると思いますので、1つのきっかけとしてこの事業というのを考えてみて、一つ一つ入れながらやっていくというのもいいと思うんです。だから、大学という1つの資源も使うということです。

後閑委員 たしか、枚方市のコンソーシアムというのをつくっていますよね。あれにはそこにある大学は全部加盟していると思うんですけども。

事務局 そうですね。確かに。今、5大学。5つになったんですけど。

事務局 今、おっしゃっていただいた留守家庭児童会室の人材確保とい

うのは既に活用させていただいておまして、大学のほうも真正面からアルバイト募集でお願いしに行くと、ある大学では、ブラックバイトかどうかの審査をしますから、こっちに言うてくださいと、そんな扱いを受けたこともあるんですけども。教員養成のコースとか、保育士の養成コースのところに直接お話に行くと、そうやったらうちで対応させてもらいますということで、親切な対応をしていただけるといったことも経験していますので、そういったノウハウも活用しながら対応させていただきたいと思えます。

大西会長

それと、学校プラス、さっきも言った広場とか、そういうところも活用されるようなことができてくれればいいかなと思いますね。

事務局

そうですね。

大西会長

そういう発想というのは、1つ、我々の生活というのは一面的じゃないということです。多面的なものなので、いろんな役割を、そこにいる人たちが担っているわけです。そういういろんな役割を担えるような事業形態というものを考えていかなあかんのです。1つのものは1つでしかだめだというんじゃなくて、多面的に広がってくれば、放課後子ども教室モデル事業というのも非常に層が厚くなってきて、またいろんなことに対応できるようになってくるだろうと思うので、将来これを一括で全部というようなことも、そのようなマンパワーがうまく動くと、1つになる可能性も出てくるのかなとは思ったりしますけども。

すいません、ちょっとしゃべり過ぎました。ほか、何かございますか。今、事務局のほうで受け皿の拡大というのが出ていましたんですけども。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

大西会長

ほかにご意見がなければということで、議事のほうに上がっておりました児童の放課後を豊かにする基本計画の骨子案について、事務局から説明があったとおり、本審議会で承認をするというような形にしたいと思えます。今、いろいろ上がってきました課題も今後盛り込んでいくということで、骨子案を練り上げていっていただくということになりますけども、そういうところで本審議会ではこの件を承認するというにしたいと思うんですけど、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

大西会長

ありがとうございます。それでは、事務局の提案されました骨子案について承認をしたということでお願いします。

ほかにも事務局のほうから何かありますでしょうか。

事務局

本基本計画の策定期間でございますが、参考資料として今こち

らにお示しをさせていただきます今後のスケジュールをご覧いただけますでしょうか。本日が第8回審議会でございます。モデル事業が第2クールに入っていて、第2クールの終了時にできれば第9回の審議会の開催を予定しております。前回の審議会でご意見をいただきましたモデル事業の継続につきまして検討を行いまして、年度末には審議会から基本計画の素案（中間まとめ）をいただくという予定にはしております。次年度になり基本計画の素案の作成、更新、6月以降に策定というふうにしておりますが、もし夏休み期間にモデル事業の検証ということになりましたら、現時点でのスケジュールが変更になっていくということになりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

大西会長 皆さん、そういう計画でよろしゅうございますか。そしたら夏に実施ということで、これはちょっとずれるということですね。ずれていく可能性がある。

事務局 もしくは、夏に実施した場合は計画策定が9月以降とかになってしまう可能性があります。

大西会長 なってしまうということですね。夏の実施は。

事務局 それはちょっと、まだ。予定によりますと、3月の補正予算が議会で承認されますので、そこに上げていけたら、夏休み実施が可能になるということです。

椋山委員 今回の4校では放課後子ども教室モデル事業を4月以降はもうしないということですか。

事務局 3月補正の予算が通ったら、夏に実施します。

荒木委員 学期中のことをおっしゃっているんですか。

椋山委員 そうです。

事務局 学期中ですか。学期中はもしかできたら2回ほどプレ事業みたいな形でできたらいいかなとは思っているんですけども。

椋山委員 けども、普通の日の分はもうほぼないということですね。夏だけやる。1年を通して、平成31年度に関してはほぼ夏だけということですよ。

事務局 ちょっと、今、お答えはできないんですけど、おそらく夏だけになってしまうかなと思います。ただ、9月以降にどういうふうに動くか、なかなか私たちも不安です。

椋山委員 そうですね、わかりました。

荒木委員 一番大変な4月とか5月とか、1年生が入ってくる時期は全く放課後子ども教室モデル事業をやらずに進むということですね。多分、1年生、2年生が入ってその時期が一番大変かなと思うんですけど。

事務局 そうですね。できたらいいかなとは思っているんです。ただ、やるとしても6月以降になってしまうと思いますけれども。

大西会長	<p>補正次第ということですか。予算次第ですね。そういうようなことも含めて、夏に行えるかどうかというのもちよっとあるんですけども、その辺は委員の皆様のご理解をいただきたいと考えています。</p> <p>一応、本日の案件は以上ということになりますけれども、事務局から何か。</p>
事務局	<p>先般、放課後子ども教室の視察を行いました。もし参加された委員の方で何かお感じになったことがございましたら、一言お伺いできないでしょうか。子どもに対する接し方に少し違和感があるというご意見も伺っておりますので、ほかの委員の皆様はどのようにお感じになったのか伺えればと思います。</p>
大西会長	<p>いかがでしょうか。違和感があると言ったのは僕です。すみません。遊びを中心にする教室なのに、非常に目線が気になりました。</p>
横山委員	<p>よろしいですか。校庭で遊んでいる子たちが、留守家庭児童会室の子が出るまで待っていたじゃないですか。合流するとかせえへんとか、何か私たちのほうも変な目で見ていのかなみたいな感じがして、子どもたちは同じ学校の子なのに、ひつつきそうな、ひつついてなさそうな感じで遊んでるという、そんなことをして、見てていいんやろうかという気持ちになりました。そこに外から一旦帰られたお子さんも四、五人来られて、その子たちはちょっと話してまたすぐ帰ってしまいましたけど、あれが何日か後、何か月後、どうなったのかなというのを逆に見たいなという気がしました。校庭で遊んでいる姿がものすごい、違う意味で本当に違和感を感じたというか、同じ子どもやし、同じ学校の子ですよ。何でやろうという、ちょっと複雑な気持ちになりました。トライさんが、逆にそうしているのかなみたいな感じがして。</p>
大西会長	<p>1日でしたからね。だから、遊ぶところまではいかないです。</p>
横山委員	<p>だから、それがそのままやったんですけど、私たちなんかすごく複雑な印象で、待っていたというか。</p>
大西会長	<p>10日ほどやってはったら、多分、うわーっとなったかもしれないですね。</p>
横山委員	<p>そうですね。そこを見たかったですね、実際に。</p>
後閑委員	<p>そうですね。一緒に遊ぶかなと思ったら、全然。</p>
荒木委員	<p>あれ、出てくる時間もばらばらなんですよ。出てくる時間がばらばらやったら、多分子どもたちの中で、留守家庭児童会室、放課後子ども教室モデル事業というのは、多分一緒にあんまり交わらないんじゃないかなと思います。うちの5年生の子が留守家庭児童会室をやめたんですけど、今日なんかは個人面談が始まっ</p>

たので1時半ぐらいに帰ってきたんです。でも、そこから外へ遊びに行けと言っても行かないんです。多分、普通に外に遊びに行ってる子らと交わらないんです。子どもらの中で壁ができちゃって。それを取っ払って一緒に遊ばせるというのが大人の役割なんですけど、前回視察に行ったときにはやっぱり子どもと指導員がこうやってがちゃっと遊んでしまっていて、そこをくっつけるという働きかけみたいのものはあまりなかったので、くっつけるところだけくっつけてみて一緒に遊べば、だんだん一緒に遊んでいくようになるんじゃないかなという感じは受けました。

椋山委員

私も、子どもと指導員が遊んでいると感じました。

荒木委員

そうですね、そうなんですよ。

椋山委員

何か、遊んでもらっているという感じがして。

荒木委員

それはそれでいいんですけどね。

椋山委員

だから難しいですね。

横山委員

1回やからね。まさかの1回とはね。何回かはもしかして遊んでるのかなと思っていて、そういう目で見てしまった私も悪いんですけど、1回と聞いて、なるほどなど、思いました。

荒木委員

出てきた、出てきたと思いましたよ。留守家庭児童会室から出てきたらどうなるんやろうと思ってたので、ああ、と。

横山委員

ちょっと、その辺は、理解できました。

大西会長

ほか、何かありましたでしょうか。よろしいですか。

植田委員

子どもの把握ということを考えたら、ホワイトボードをきちんと活用してはって、あれはさすがに企業さんやなというふうに思いました。やっぱりそこだけはきちっと子どもが今、どこにいるかまできっちり把握できるような方法をとってくれたらなという感想を持ちました。

中口委員

トイレまで書いていましたな。あそこで言うてから行くんですか。

大西会長

どこへ行ったかわからなくなるからですよ。トイレぐらいは自由に行ってもね。

ということなんですけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

大西会長

また何かあったら、事務局のほうへお願いいたします。

それでは、平成30年度第8回児童の放課後対策審議会を終了ということにさせていただきます。どうも、本日はありがとうございます。